

日本学生支援機構 給付奨学金

やむを得ない事情による成績不振について

災害、傷病、および新型コロナウイルス感染症の影響により学業不振となった場合でも、給付奨学金の受給が継続される場合があります。

給付型奨学金申請の次年度受給に係る適格認定(学力)について、修得単位数等が学力基準を満たさない場合でも、「斟酌すべきやむを得ない事情(災害、傷病その他のやむを得ない事由等)」がある場合は、例外的に「廃止」「警告」の処分を受けず、「継続」の判定を受けることができます。

今般、日本学生支援機構より、**新型コロナウイルス感染症の影響により学業不振等となった場合**も上記「斟酌すべきやむを得ない事情」に、含めるとの通達がありました。

【対象】

給付型奨学金を受給中(支援対象外になり停止中の者も含む)で、令和2年度の成績(春・秋)が標準修得単位数と比較して廃止(5割以下)・警告(6割以下)に該当するか、卒業延期の決定により廃止となる見込みの者のうち、学業不振の理由が、

- 災害
 - 傷病
 - 新型コロナウイルス感染症の影響
 - その他、やむを得ない事由
- に該当する者。

標準修得単位数表は[こちら](#)もしくはQRコード



【申告方法】

【3月19日(金)】までに、YNUメールから経済支援係へ直接申し出
アドレス: gakusei.keizai@ynu.ac.jp

【必要書類】

客観的に上記事実を証明できるもの。

- 罹災証明書
- 診断書・入院証明書
- 事実を証明できる第三者による証明書類等

※証明書等が無い場合でも、事情聴取等により事実が確認できれば、斟酌すべき対象と認定できる場合があります。**事由該当者は、必ず申し出てください。**

【注意事項】

申し出があった場合でも、学業不振の理由として斟酌すべきか否かの判定がありますので、必ず認められるわけではありません

